

議案第 175 号

川崎市スポーツセンター条例及び川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例の制定について

川崎市スポーツセンター条例及び川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成 28 年 11 月 28 日提出

川崎市長 福田 紀彦

川崎市スポーツセンター条例及び川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部を改正する条例

(川崎市スポーツセンター条例の一部改正)

第 1 条 川崎市スポーツセンター条例（昭和 60 年川崎市条例第 21 号）の一部を次のように改正する。

別表の 4 駐車場利用料の表中

「

中型自動車
大型自動車

」

を

「

準中型自動車
中型自動車
大型自動車

」

に改め、同表備考中「普通自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

(川崎市スポーツ・文化総合センター条例の一部改正)

第2条 川崎市スポーツ・文化総合センター条例（平成26年川崎市条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表の4 駐車場利用料の表中

「

中型自動車
大型自動車

」

を

「

準中型自動車
中型自動車
大型自動車

」

に改め、同表備考中「普通自動車」の次に「、準中型自動車」を加える。

附 則

この条例は、平成29年3月12日から施行する。

参考資料

制 定 要 旨

道路交通法の一部改正に伴い、駐車場利用料の種別に準中型自動車を加えるため、この条例を制定するものである。